

徳川時代における造林政策について

松 島 良 雄

第一章 近世封建社会における森林の意義

徳川時代は、幕府を主たる統治者とする中央集権的封建制度の時代であり、諸侯は將軍の政令に服し、天領を媒介として、全国的な経済機構の中に織込まれて行くのであるが、一方諸侯は政治面での土地人民に対する主権分割により、夫々の領土に立籠つて領域経済即ち独立の財政経済を確立することに努めたのである。^{註1)}

三代將軍家光の頃迄は金銀の豊富な産出、質素な生活の安定などのため、幕府諸藩共概ね財政は豊かであつたが、以後漸次窮乏を來した。堀江保蔵博士^{文1)}はその原因を、武士階級の生活の向上乃至奢侈、並に貨幣の流通量と流通速度の増大にあると云う。その結果、幕府諸藩の財政が本来土地経済に依存していたのが、貨幣経済に織込まれたため、支出に限度を劃することが出来ず、窮乏に陥つたのは当然である、とする。更に附加的事情として、幕府では不急の土木建築事業、財政当路者の私曲、金銀産出の減退、災害救済への出費の増加、加うるに諸藩では、参覲交替制度や築城治水工事に關する「お手伝い」などの出費が挙げられ、しかもそれに要する費用がすべて諸藩に鑄造發行権のない金銀貨幣で支出されねばならなかつたことが、財政困難に一層拍車を加えた。

注意すべきは、諸藩の財政問題が領域経済の独立維持と表裏していたことである。かくて財政政策は、各藩共に真剣に取上げられた。財政救済策としては、負担軽減策の外に、収入増加策として貢租の増徴、支払手段の増加の施策と共に、各種の生産政策が挙げられる。以下述べんとする林業、特に造林に關する幕府並に諸藩の政策は、勸農、新田開発、国産奨励などの一連の生産政策と共に、直接には、財政上収入源の確保乃至増進の目的で実施され、制度として固定して行つたものである。

取扱わんとする所は、この封建的な経済秩序の内部で、造林政策が如何なる意味をもち、又手段として実行されたか、而して封建制度の変質に伴い、どの様に変化して行つたか、と云うことである。問題自体は極めて大きく、充分な資料の裏付けを必要とし、又藩によつて事情は変化し、したがつて、之を一律に論ずることは出来ない。その意味で、小論は未だ試論の域を脱しないことを予めお断りする次第である。

徳川時代に入つた頃の森林は、戦国の争乱時代を經過して、特に交通の便利な地方で、相当に荒廃を來していたと見られる。更に寛文前後の森林の利用の状態については、山鹿素行が山鹿語類中「制_二山野河川之制_一」に述べているが、それによると、太平の続くのと共に木材薪炭の需要は増加しているが、一^{註2)}

方林野の行政が不充分のため、一山に奉行がないため一伐採は便利な所で自由に行われ、そのため水害の危険が増加し、森林資源は減じ、木材価格は騰貴し、薪材も欠乏して来ている状態が知られる。

而して、封建時代の前期たる享保年代頃迄に^{註3)} 森林の伐採利用の進んだ原因を考えると、次の二つが挙げられよう。

1) 耕地の拡張

漸く戦国時代を経て、中央集権的封建時代の開幕される頃から、天領私領での経済及び技術を基礎とする耕地拡張の動きが見られるが、漸く商業の発達が顕著となつた元禄享保の頃、新田開発の動向は特に活潑となつた、と云う。^{文2)}之は土地経済に依存する武士階級が流通経済の発達に伴い、第一にとるべき重要な政策であつた。幕府及び諸藩は耕地の増加につとめ、自ら開墾事業や用水施設を行い、又開墾者に諸種の恩典を与えて奨励し、かくして著しく耕地は拡張された。

耕地たりうる山林原野の開墾は進捗し、又開墾者の消費する木材や薪炭材の採取は、地方的に林野と耕地との安定の比率を破る所を生じ、そこでは灌漑用水の欠乏と、河川の土砂流出を招来せしめた。この点での研究は、古島敏雄氏の論文^{文1)}「近世初期に於ける耕地開発と治水技術の発達」に詳しい。当時川床が高く出水が多くなつて来たことについては、多くの記録が挙げられるが、それは直接は次に述べる森林の濫伐によるとしても、この開墾との関係について、熊沢蕃山は「集議外書」に「国に田畠ばかりにて、山林不毛の地なきは土民ともにたよりあしき物なり。野は野にてをきたるぞよく候。其上新田をひらきて、古地の田あしく成所あり。よくよく考有るべき事に候」と云つている。

2) 木材の需要増加

秀吉の大建築事業に始まる幕府及び諸藩の城廓都市の建設並に交通路の拡張は、木材の消費量を急激に増加せしめたと思われる。^{文25)}又斯る木材の需要の増加は、土木建築業の発達を刺激し、木材の生産流通の組織の整備を促進し、交通の発達、消費生活水準の一般的向上に伴う木材の需要増加に対応して行つた。^{文3)}木材の需要増加の趨勢については、例えば会津藩では、保科氏が寛永年間に移封されてから、元禄年間迄に3~4倍に達しているが、その全国的な需要増加の理由を熊沢蕃山は、製塩と陶磁器製造のための薪材消費、社寺建立用材の大量消費、参観交替制度による江戸屋敷用材、都市建設用材、及び江戸、京都、大阪の累次の大火の復興用材、大船建造の許可などによるとしている。^{註4)}かかる需要に対するため、各藩は木材の生産増加に努め、且領域経済間の需給の調節は、天領たる、江戸、大阪、京都などで活発に行われた。森林の豊富な諸藩は、木材の価格騰貴に伴う財政収入の増加のため、或は官行斫伐事業を起し又大阪等の自由市場に対する領域内木材商人の進出を保護援助した。^{註5)}

木材の需要増加は、森林の濫伐を促進し、寛文、元禄の頃、各地で木材の欠乏が憂えられるにいたつた。このことは山鹿素行や、熊沢蕃山も上記書に指摘しているが、例えば、前代迄原生林に蔽われていた弘前藩でも、^{文5)}元禄時代には「御国にて只今迄結構な家材木薪などに伐出候故、御領内の山薄く成候に従い、道

程ものび、人力も多く懸り候えば、御国の中にてても高直に相成る」事態に到つたし、又当初森林蓄積の大きかつた土佐藩でも、元和年度幕府への杉証献上が八尺廻木 250万本であつたのが、60年後の天和年間には総生産量が径8寸以下を除き250万本で、平均径級は著るしく低下し、更に明暦年代には、誇張があるとしても、杉檜の良材が皆無であつたと、記されている。

耕地の増加拡張による森林の減少、及び木材の需要増加は、幕府及び諸藩をして、森林の維持はもとより、進んでその育成の必要を痛感せしめた。もとより、この時代でも、当初の武断的専制政治であつて、しかもいわゆる山鹿素行の山に奉行のない状態から、森林の存続を痛感するにいたる迄の期間は藩によつて異り、又森林の意義の認め方も異りうる。しかし、第一に溺発する風水害による農業その他への被害を防止し、更に水の利用を図る基礎としての治山事業が、治水事業と共に、土地経済を基盤とする領域経済の独立性を維持し、引いては封建制度を安固ならしめるのに不可欠であつた。この時代林政を論ずる学者や役人の多くは、先づこの林地の荒廢にもとづく出水及び土砂流出を憂えているが、^{文(3)}それも農業生産力の維持向上との関係にふれている者が少ない。^{註(6)}幕府及び諸藩は、かくして利水及び水害防止のため大規模の築堤護岸工事に務めるが、それと共に山林の水源涵養、土砂扞止、防風防砂等の機能に着眼した。徳川時代の林業政策が、とくに初期において、治山治水のための森林の維持育成に重点が置かれたわけである。

第二に木材の需要増加とそれに伴う価格の騰貴に應じて、領域外からの木材移入による支出を減じ、進んでその移出力を増加することが、藩の経済を安定せしめる所以であつた。このためには、各藩共当初比較的自由に木材の生産増加に努め、短期的な需要充足に應ぜしめているが、特に東北諸藩、土佐や木曾の如く、当初森林蓄積が多く、したがつて、財政収入の相当部分を木材生産の直営事業或は貢租に依存していた所では、資源の欠乏と共に林政に力を入れ、^{註(7)}造林政策に重点を置くにいたる。

註1) 黒正蔵博士：日本経済史 及び堀江保蔵博士：日本経済史 を参照されたい。

- 2) 「制＝山野河川之制」に「昔その奉行を立てることなく、制法詳しからず、則ち民利を愆にして、その杣取りするに近く便利あるの所のみ伐取て、山のあするに構わず、川のうまり、水の浅くなるに構わず、唯一時の使用を利す。是に於て山林の材木年を追つて少く、木を出す所遠くして、その賈脚大についで、材木の売買尤も高く、薪木次第に寡く、国用利せず、是山河に奉行なく、只民のほしいままにする所以なり」
- 3) 前期は六代將軍家継迄約 140年、後期は七代吉宗以降 150年とするが、封建制度の変質は漸次的であり、したがつてこの区分は概略的なものである。
- 4) 大学或問、宇佐問答、集義和書、集義外書など。
- 5) 秋田藩は^{文(1)}能代に材木奉行を置き、官行所伐事業を行い、延宝年間には藩所有の商船三艘を商人に預け、上々保太木の販売を任せ、更に手子を雇う賃銀、糶米などの金を貸与し、利益の三分の二を収めた。藩自ら商人に対し問屋制をとつたのである。高知藩も慶長年間山内氏所領となつて海運を開き、非常の予備として船舶を製造せしめるため人民の自由伐採を許し、爾来駿府城建築、京都大仏殿建造用材、幕府への証木献上などを通じて、林産物の領域外流通の途を開き、特に大阪市場への供給に努めた。
- 6) 山鹿語類政上に「我領分に別条あらざれば、下流において人の領分に水害あることを不計、林をながし大石を出す輩は、これがために川のうまり水利の失するを忘る」と治水の關係を云い、延享の頃地方役人であつた谷本教の県令須知に、「別して川通近年損毛の多きこと、出水の度毎に山より土砂を押流し、川床漸く高くなるを以て水出で、纔の水も溢れて堤を切り川欠等多くなる」と云うが、農業災害の多くなつたことを裏付けている。

註7) 享保年間秋田藩の森林及び林業の事情は後述するが、既に佐竹侯の移封后、家老渋江政光は「御国は山川共田畠の倍々の出物である。後には今の三分の一にも減ずるであらう。したがって、よい時と悪い時とに備えて山林第一に備えよ」と述べている。又元禄十一年会津藩では、松材の年間需要12万7千5百余本だが、林相より見て、今后15年位で松山伐尽になることに注目し、その保護、消費に注意することとしている。

第二章 前期の政策

第一節 林業政策一般

徳川三百年を通じ、諸藩のとつた林業政策には、その前期と後期とで相当の変化が認められるのが普通である。初期の政策で顕著なのは、領域内政治の滲透に伴い、封建制度の基礎である身分階級の固定及び土地領有権の確立の方向が、森林と林業の構造及び機能に関する諸政策を貫き、封建的な土地所有制度にもとづいて、森林に対しては保護政策（保安林政策）、その用益及び林産物の消費については各種の制限策を第一としたことである。

第一、林地及び林木所有制度の確立

林野の所属関係は、幕府、天領、皇室御料、公卿領、武家領で多少の差はあつたが、一般には、領主有たる御林、御立山、御林山、郷山、御直山、御本山などと、公有林乃至共有林の性質をもつ村山、村持山、村抱山、御山、村々手前山、又社寺有林たる寺附林、社寺林、更に個人に属する百姓林、百姓山、合壁山、腰林、居久根林、符人林、家掛林などに分れていた。

その初期においては、中世の農民集団の勢力の増大に伴い拡大された入会林野^{文7)}が主たる部分を占め、領民は自由に之を使用収益していた。しかし、領主と領民との間に封建的關係が強化され、且木材及び薪炭の需要増加に應ずる財政上の要求から、林地に対しても漸次領有権が確立されて行つた。例えば、地方凡例録卷二、新田切添之事条「地代金致上納訳は空地に而も地主なき場所へ都而公儀地頭之者なれば致開^{文18)}發其場所之地主に相成候為冥加地代金差出土地買請心也」とあり、又紀伊藩の杣方覚書によるも、林野は本来公山なのが、現在では奥山の無主の地域のみその様相を示している、と述べているが、この趣旨から、行政組織の整備に伴い、この様な無主の野山に鎌留を行い、その外軍事、財政、治山上必要な林野と共に、之を藩有林に定めたのである。^{註1)}

かかる御林、御立山などの面積は、全国的にも重要な部分を占むるにいたつたと見られる。その管理の組織は漸次整えられ、又蕃山繰^{註2)}の制により利用されるものを生じた。この中領主が自費を投じた部分及び他の使用を禁じた部分と、領民に雑木下草などを有償無償で用益せしめた部分により後に領主有及び公有が区別されるが、後者はその慣習が長く続くと、何時しか村持山と考える場合も生じている。^{註3)}

村の所持する林野は、領民の使用収益を許された公有林野と共に、いわゆる入会林野で、一村乃至数村

の入会地であつた。かかる入会権は、律令の古制から由来して、慣習的に成立したもので、一村の所有地である内野、内山における一村限りの入会の場合が最も普通であつたが、御林又は他村の所有地にも入会することが出来たから、村の山林所持権と村民の山林入会権とは、必ずしも一体のものではなかつた。^{文8)}この村持山も農地と同じく、^{文7)}領主は底土権を有し、領民はその表土権を有していたと見られる。その用益は一定の制限の下に許されていたが、原則として林地の売買が禁ぜられ、貢租として村高が課せられることもあり、それ以外に山年貢、山役などを小物成として徴収される場合もあつた。^{註4)}

社寺有林には、藩より附せられた藩有林的性格の強いもの（御林、御山）と領主より寄進され、又は所持を認められた個人所有の性質の強いもの（寺附林、寺地山）とがある。この時代社寺の勢力は、熊沢蕃山によると、天下の四分の一を占めると云われるが、之は誇張にすぎるとしても、之に属する林野の面積は少なくなつたと見られる。しかし中世に比すればその勢力は一般に著しく減退し、藩の備蓄用材林の意味をもつて維持されたものが少なくなつた。^{註6)}

個人の所持する林野の成立の経路については、尙充分な検討を要するが、既に所持の認められていた宅地^{註7)}周辺及び墓地の立木地の外、次の如き性質の林野が之に属すると思われる。

- 1) 旗本、御家人、或は諸侯の家臣が地方知行として賜り、所持せるもの。
- 2) 無主の林野に造林し、届出の上個人有として認められたもの。和歌山藩其他に事例がある。
- 3) 一旦山畠としたが、荒廃し、許可を得て造林したもの。
- 4) 村高の支払に窮し、村内勢力者や商人に村山を売却或は抵当とし、その所有に帰したもの。^{註8)}
- 5) 夫役造林地であつたのが、領主の改易転封後その所持を認められたもの。

しかし、初期にはこの様な理由にかかわる私有林の面積は、未だ少なくなつたと思われる。

第二、林野用益の制限

御林、藩山、即ち領主有林及び公有林でも、伐採が進むにつれ、多くの場合用材はその用途、杣取法につき経済的配慮が加えられ、又公有林の用益も使用者、対象、期間及び方法につき厳重な制限が加えられるにいたつた。又村持山、寺領、や居久根山などでも、用材となる主要樹種は林地の所属を問わず、自由な伐採を禁ぜられた。例えば秋田藩では青木（五木）や八木を御留木とし、南部藩では六種の法度木を定め、人吉藩では23種を御用木とした。又土佐や仙台藩では、3尺廻以上の青木を留木とし、更に土佐藩では6寸未満の青木をも留木とした。之等は藩用の場合多く無償で収公された。又かかる留木以外でも、一般に所持者が用材を伐採するには許可を要し、或は藩の用材の負担を果した後でなければ採取出来ず、又小物成などの貢租納入を要した。一般に農民が採取を許されるのは、農業に必要な肥料、飼料及び薪材を入会地より得ることであつて、其他の産物の取得販売は特別の場合に限られ、ここでも、農民を土地に結び付くとする封建政策の方向が知られるのである。又林地に対する切替畑、焼畑を制限する藩もあつた。

第三、林産物の消費制限

四代将軍の際幕府は建築器具燃料などにつき厳重な使用消費の制限を令し、農民には杉・檜の使用を禁じ、松も曲木しか用いさせなかつた。^{文10)}諸藩が之に倣つたのは云う迄もない。例えば会津藩の如きは元禄11年マツ材12万7500本であつたのが、享保3年には不足のため、百姓家作を5~6年停止せしめている。この様な制限の実施に当つては、身分階級が重視され、一般に御留木、法度木の使用は禁ぜられ、又木炭も身分により使用量を制限した。又箸串に杉・檜材の使用を、百姓屋に杉・桧小羽を禁じ、萱・藁葺とすべき旨を指示している。

第四、木材の自由取引及び領外移出の制限

大多数の藩は商人を指定し、用材の生産販売を検査刻印の下に許し、之に対し運上を上納せしめた。但し山村地帯で他に生業がない場合は薪材の販売などを許可することはあつた。^{文11)}又用材の領外移出は原則として禁止され、藩の独占的処分下に置かれた所が多い。秋田や土佐藩の例は既に述べた。

以上の如くにして、森林資源の減少に伴い、領民は一般に林野の所持、使用収益、林産物の消費につき厳重に制限され、林産物の売買より遮断される一方、林野の用益に対し、山村地帯で徴収される貢租は少くなかつた。この地帯では、村高が田畑のみを対象とせず、土地面積を対象として決定される場合が多く、したがつてそれが相当の負担となるの外、更にその生産物に対しては、主として貨幣上納による運上貢加が課せられ、その収益に対する割合は、農業以上に達する場合もあり得たと思われる。^{註9)}

註1) 之を土佐藩では岡山と称した。^{文6)}

2) 例えば、仙台藩では、山奉行一山林本締役一諸払役一横目役一絵図掛、山守、近山横目、高知藩では、山奉行一下役一仕成役、山改役、生育役、飯米役、留書役、六部下山改役一下山改役一山廻役一内山廻役、近在廻役一厩場山番役

3) 秋田藩で云う。その他順伐(弘前、水戸)順繰伐替(仙台)番組(山口、徳山)順番(高知)など云う。今日の輪伐期による伐採を云う。宝永年代蔵原藩の貝原篤信が「諸村山林各分爲三数十区一毎年伐一區樹木一則山林稠茂而林木充足」とあるのが之である。

4) 中田薫氏は「徳川時代における山年貢の性質」の中に山林の用益に対する年貢の種類及びその土地所有との關係を述べていられるが、それによれば山林に対する貢租は次の如く分けられる。

本途物成、山高として村高に加入された場合。

小物成、之は本途物成及び高掛物以外の租税中郷帳外書に定納として記載された永久的性質の租税で、山年貢、山役、山年米、野年貢、野役米などが挙げられる。

5) 文9) によれば、全国石高の約一割と云う。

6) 後述する如く、他の所屬の林野と同様、一般に用材の採取は著しく制限され、許可を要した。尙この時代社寺の林野のみ良好な林相を示していたことにつき、熊沢蕃山や田中丘隅が述べている。

7) 之は淵源を遠く班田收受時代の文武帝慶雲3年におき、この時祖先の墓及び百姓の屋敷周辺20~30歩はその私有を認め、樹木植栽を行わしめている。之が徳川時代中国地方で合壁山、腰林などと称されたものであり、又高知藩の家掛林も之で、山間の人民がその屋敷幅×60間の坪を定規とし樹木を植栽し、成木の上自由で伐木出来た。

8) 3) 及び4) については、吉野林業概要に挙げられている。

9) 之を直接確かめる資料は持合さない。しかし、後述する部分林の分収歩合は多く5公5民であり、中には6公4民もあり得たが、それでも造林が行われたのである。したがつて収益の半ば以上を貢租として上納することは、当時と

て普通であつたと見られる。

第二節 初期の造林政策

林業政策の一環としての造林政策にも、封建的強權が之を貫いているのは云う迄もない。中世迄の造林が主として平野地方、社寺境内林、並に一部の保安林につき行われたのに対し、この時代森林資源の減少と、木材需要の増加に伴い、限られた範囲ではあつたが、経済的林業の成立しうる基盤が成立して来たのである。しかし、諸藩は、森林資源の減少に対する政策として、藩直接の需要を充足し、その財政を維持するのを第一とし、領民に対しては用益につき諸種の制限禁止を課し、以つて経済的契機より遮断する手段をとつた。即ち領民は、例えば京都北山や吉野の如き場合を別として、一般には森林及び林地の用益を制限され、それからの収利については、禁止されるか、重大な負担を課せられていた。

かくして、造林事業は、藩においてその必要性が痛感される限度において、一方的に政策として取上げられ、実行されたものが多い。政策の目的は主として、農業生産力の維持及び向上のための保安林造成、領主家計の維持及び藩の財政収入の増加のための造林事業に向けられた。而して前期では、土地経済の維持のための保安林の造成により、短期的にその効果を期待することに重点が置かれた。^{註1)}後者についての自覚は、多く元禄享保以降のことに係わる。

第一、保安林造成政策

既に保安林の造成については、中世末期より近世初頭につけ、鳥取鹿野、長野信玄堤、上杉藩の大谷原、武蔵宵山、或は宮城本吉の砂防林等々その例は多い。^{文2)}幕府も保安林に対する政策として、寛文6年に水源山の令により^{文1)}水源地帯山林の乱伐、根堀、焼畑の禁止と、造林の奨励を行つた。之と前後して既に諸藩において、次の如き諸種の保安林が設定され、その維持造成が図られている。^{文12)}特にその面積の大きいのは東北諸藩であつた。けだし北方にすすむにつれ自然条件が不良になると、経済生活を維持し安定するのに林野のもつ意義が増加し、それが森林の福祉作用と結付けて考えられたからであろう。

- 1) 水源涵養—水林、用水林、水持林、田山、水源山、水野目林、用水山
- 2) 飛砂防止—屏風山、砂込山、砂留林
- 3) 風害、潮害、水害防備—風除林、海辺田畠風除林、潮除林、潮霧須賀松、土留林、水除林
- 4) 土砂扞止—土砂山林、砂除林
- 5) 積雪防止—積雪除林、雪止林
- 6) 魚付—魚著山、魚付山
- 7) 航行目標—海上目付松、助ケ松、 8) 並木—並木

この外経済外的目的のため維持造成された保安林=保護林として、風致林(城飾松)宗教林(神木、墓木)軍事林(御城山、要害山、御城林、御城附林、関所林)などがあるが、その目的は必ずしも固

定したものではない場合があつた。

之等の保安林の中、特に重要視されたのは水源涵養、飛砂防止、風害潮害水害防備のための保安林である。大日本林政史によるも、この種の造林が多い。^{文12)}農業災害の防止は、個人の力では殆んど如何ともなし難く、しかも領主及び領民の共同利害の問題であり、政策として封建的公権を行使するには、最も適切且喫緊なものであつた。保安林は、その所属の如何を問はず指定され、主として附近の領民の夫役労働或は自発的労働により造林され、施業法が定められ、保護された。而して、之等の保安林は、立地的に見て多く耕地地帯に接続するか、海岸又は河川の周辺の比較的便利な地域より設定されて行つたから、領民の経済と関係の深い場合が多かつた。したがつて、造成の当初から公共用材の備林の目的を兼ねて行われることもあつたが、^{註2)}成林の暁は多く藩用（留木制度などと関係づけて）に供される場合が多かつた。一方領民に対しては、その保安効果の多寡により、禁伐、風倒木枯損木の採取、間伐その他森林撫育のための伐採無償或は役銀運上を納めての下木柴草の採取などの措置がとられた。但し応急対策として、溺発する風水害に当つての橋梁堤塘修理のための公共用土木用材の採取、凶荒に際しての領民救済用稼業用材の払下などが行われることもあつたが、平時保安林における用益の制限及び禁止は、極めて厳格であり、之を犯した者に対する刑罰は過酷であつた。^{註3)}

第二、一般の造林

造林の指導奨励は、当初その所属の如何にかかわらず、略一様に行われたと見られる。特に保安林の造成に重点が置かれた。而して一般に造林の奨励策として行われたのは、植立役山守の任命、藩費による種子苗木の購入とその無償有償の下附、^{註4)}進んでは藩営苗圃の経営、苗木の養成方法及び造林方法に対する技術指導などであつたが、更に命令して植継制度或は伐植制度を採つた藩も少くない。之は、林木を伐採した跡地には必ず植栽をすべき旨を令するものであつて、土佐（元和年間）会津（宝永年間）などに見られ又伐採木一本につき伐植本数を定める制度は、仙台（天和年間）盛岡（宝暦年間）などに見られる。その他盗伐や禁制を破つた者に対する科植（弘前、会津など）制度なども生れて来た。而して漸次林野の所属の区分が明かとなるにつれ、所属別に施策に相違を生じて来たのである。

（一）御林、御立山

この領主有林及び一部公有林における造林は最も広く行われたと見られる。この事業の主体は領主であるが、之に投ぜられる資本と労働には、封建的色彩の濃い場合が多く、且その結合の形態には、次の如き種類が区別される。

イ）領民の無償の夫役労働によるもの、特に初期において一般的で、多く課役として行われた。

ロ）領主は原料財たる種子、苗木を提供し、労働は無償の夫役によるもの、^{文13)}鹿児島藩の人別指杉、^{文14)}戸別差杉、庄内新庄藩の軒別植立、などが之である。人別差杉は杉穂又は杉苗 25 本宛を戸毎に賦課し運搬に便利な御山に造林せしめ、保護手入を地元民に負担させ、成木は藩用とし、或は一定価格で

領民に払下げ、植立人には半額で払下げた。

- ハ) 領主は原料材の外若干の生活資料たる現物乃至賃銀を支給するが、労働は強制する。佐賀、人吉、臼杵諸藩に見られる。
- ニ) 領民の自発的労働奉仕乃至出資によるもの、人吉藩の自植献上林、御礼指杉、福岡藩の寸志植立、小倉新庄藩の冥加植立など之である。
- ホ) 一定期間土地用益を行つた代償として、用益者が造林するもの、熊本藩や飫肥藩の木場作、宇和島藩の間作、福岡藩の仕立畑、人吉藩の年限畑など。
- ヘ) 林木の採取の代償条件として造林するもの、津軽藩その他での植継制度、人吉藩の指杉竈役の如き之であつて、指杉竈役は製炭の代償として毎戸 20 本の杉を生育せしめるものである。又天領たる奈良北山地方では、御料材の伐出事業により賃銀、生活資料を得る代償として、造林を奉仕している。

以上の各種類の中 イ) 乃至 ハ) は何れも強制的な夫役労働であり、丁度軍役やお手伝いと類を同うする奉公としての重要な封建的義務の現われと考えられる。而して之等はいわゆる貢木制度として理解されよう。又 ニ) の奉仕も奉公精神を示すものであつた。ホ) は支払うべき地代の代償、ヘ) には立木価格支払の一部の代償の場合を含むと考えられるが、之等の場合でも、造林により支払うと云う方法は、領主により一方的に定められ、且それも御恩報じと云う封建的支配関係の露われと見られる。

しかし、御林での初期の造林事業のこの様な性質は、その後いわゆる部分林及び部分木制度を生ずるにいたつて、多少の変化を加えるにいたつた。木材の需要の増加に伴い、森林伐採の速度が大となり、之に応じて急速な造林事業の拡大を必要とするに及び、従来の夫役労働のみでは、充分な成果を期し得られないことが明らかとなつたからである。秋田藩でも正徳二年「新林取立方仰渡覚書」にて「村々林取立候義、先年より被_レ仰渡_レ候、他郷入合之野山とも、草刈場之外障不_レ成所、村限に致_レ相談_レ林取立可_レ申候、一郷家数に割付、春秋時分能節杉檜は、不_レ及_レ申に_レ雑木成共植立可_レ申候、林取立候はば其木数半分は一郷之用に可_レ被_レ下事」とあり、御直山（領主有）はもとより、入会林野でも、部分林を造林する途を開いている。而してそれは、従来の造林奨励が余り効果を發揮し得なかつたからである。

部分林制度は、この様に当初林地の所属の如何にかかわらず行われた藩もあり、又土佐藩^{文6)}の如く特に公有と認められる無税の原野その他の荒蕪地を対象とせるものがあるが、この部分林の設定自体が、やがてその林地を領主有乃至公有たる証拠たらしめる因ともなつたわけである。部分林の名称は区々で、1) 分収を表示する取分林（南部藩）売分山（仙台藩）分散割山（庄内藩）植分杉（土佐藩）2) 分収歩合を示す二部一山（飫肥藩）七分三指杉（人吉藩）部一山（鹿児島藩）3) その他に植立林（秋田藩）の如きものがある。之等は林地を対象とするものと、林木を対象とするにより部分林、部分木制度と分けられる。

この部分林制度は、その收穫物を藩と造林者とが分収する契約の下に、村中又は個人が自家労働又は雇

傭労働により造林する制度で、分収歩合は多く五官五民、四官六民であつたが、中には土佐藩の如く無顧造林箇所での七官三民や、そうでなくても人吉藩の如く七分三の割合をとる場合があつた。その社会経済史的特徴を服部希信氏は「造林の契機が生産物取得の経済的利益に存し、成木の分収関係は封建的支配関係を基礎とし、一方的に決定されるが、造林それ自体は領民の自主自発的なものであり、この点が全く強制的な夫役による藩営に比して甚だ意味がある」と解しているが、略妥当な見解と考えられる。しかし、この制度による造林の場合でも、必らずしも強制を伴わなかつたものではない。例えば上記秋田藩の植立林の場合も、植栽を各戸に割り当てて実施せしめている。この点から部分林造林の動機により種類を分てば、次の如く云えよう。

- 1) 夫役労働による造林であつて、後にその部分林なることが認められたもの、人吉藩の七分三挿杉^{註6)}が之である。
- 2) 部分林趣旨の下に強制労働により造林せるもの、秋田藩の植立林
- 3) 契約にもとづく自発的造林によるもの

而して享保年代迄の前期では、多く 1) 及び 2) の性質の部分林設定が、しかも一般には後期に近い享保年間前後に行われている。3) の性質の領民経済的契機による自発的部分林造成はまだ余り生じていない。しかも、後期でも述べるが如く、前期の部分林も、木材の欠乏に伴い成林の際には、当初の分収歩合を無視し、殆んど一方的に藩用に供せられる場合も少くなかつたのである。^{註7)}

御林、御立山などの保護は地元領民の義務とされ(秋田藩の新林見継)山守其他の管理者が定められ、盗伐や火災警防には特に注意し、その責任は看視人に及んだ。この保護の代償として、松や雑木の下払や除伐を行い、之を薪材に充てることが許されたが、之は又青木稚樹の育成撫育を兼ねる意味もあつた。^{文11)}この様に、地元領民の保護を担当する林野を弘前藩^{文5)}では「預り山」と云つたが、明治以降に生じた委託林制度の濫觴である。^{註8)}

二) 村 山

この中には、藩有林であつて、特別の指定のない公有林も含まれる。いわゆる奥地の野山である。^{文18)}之等の林野は、自然的な経済条件に依存し、且高率の封建的貢租を課せられた農民の経済にとり、肥料、飼料、薪材及び救荒食糧の採取源として不可欠のものであつた。而して、普通の場合は、その用益に対する貢租は小物成であり、額も低かつた。したがつて、この様な林野の所属及び入会権の行使については、後期では多数の山論が示す通り、農民は真剣であり、その維持につとめたのである。しかし、前期では、未だ農家戸数などに比し、面積の広きにすぎる所もあり、かかる部分については、諸藩は造林の奨励に努めた。但し、造林は、秋田藩の前例に示されるが如く、「他郷入合之野山成とも、草刈場之外障不_レ成所、村限に致_二相談_一林取立可_レ申候」とて、草刈場は除かれていたわけである。

村山での造林には次の如き種類が区別される。

イ) 領主の強制による夫役労働によるもの。労働は強制され、造林地は留山、囲山としてその用益を禁ぜられる場合もあり、初期に多い形態である。成木は、領主有林と同じく主として藩用に供される場合もあるが、御留木を除いて公共用に用いられる場合、又時としては郷の自由に任される場合もあった。

ロ) 郷民の自発的出資乃至労働によるもの、樋、橋梁、手前普請用木材を得るため、或は早魃、水害防止のための保安林として許可を得て造林する場合、或は又和歌山藩^{文15)}の例では、森林の伐採が進んだため山方家が困難となつたため、郷中で申合せ鎌留及び造林を自発的に行つた例もある。しかし、之等の成木の伐採に当つては、貢祖貢木を要するのが常であり、又部分林と同様に取扱われることもあつた。

バ) 部分林契約の下に、しかも半強制的に（各戸へ造林分量を割当るなど）造林せるもの、前記秋田藩の新林取立の例が之に当る。成木の上本数の半を郷の用に供せしめる契約で行われた。幼令林の間は下枝をも下附し、又郷民中2~3名を新林見継の者として、枯損木は幾度も植立させ、保護せしめた。^{註9)}

ニ) 個人の出資乃至労働により造林せるもの、前期も終りに近くなつて、多少あらわれた形態である。郷村が自ら造林を行わない場合、藩が直接個人に令して造林を許したもので、成木は藩と、或は藩、郷村、その個人間で分収する形となる。この時代には未だ余り存しないが、林業に外部の個人から資本が導入される意味で注目に価する。

(三) 寺 附 林

中世以来の所持林の外、藩主が寺院に寄せるもの、庶民からの献植、或は雇傭労働による造林（例高野山）などもあつたが、成木の利用は多く藩の許可を要し、又御留木などは藩用に供せられる場合が多く、且伐跡地は植継制度をとるのが一般であつた。

(四) 百姓山、家掛林

個人に所持を許された林野は、多く交通地位の良好な地域に存するため、本来その造林事業は促進さるべきであつたが、この時代には余り造林は行われなかつたと見られる。理由は、諸藩の林政の組織が漸次整備する一方木材の欠乏が自覚されてくると、所属を問わず造林木について官簿が設けられ（帳付木制度）留木制木の制が布かれ、所持者の自由処分が一般に許されなくなつたからである。この様な強権を行使する領域内では、貢木の植栽^{文6)}の如き強制による外は、農民の造林は、奨励にもかかわらず進捗しなかつたと見られる。したがつて、この時代は、幕府又は藩で特別の保護を加えた北山、吉野、天龍、入間川などの地方を除いては、主として僧侶、神官、医師、藩士などの有識階級における造林の記録がある程度である。

註1) この時代の資料の多くがこのことを示している。大日本山林史でも保安造林が多いが、一方経済的目的での造林事業は少い。

2) 秋田藩承応3年平鹿郡袴形村や雄勝郡田代村では、附近の村の自分林として、水野目（水源涵養）を兼ねて普請用材や杭柴の備林としての造林を願出ている。^{文11)}

註3) 一般に領主有林や御留木などの盗伐に対しても、その程度により牢舎入、や科料が科せられ、又科料としての植栽が命ぜられている。保安林においては盗伐は曲事とされ(秋田藩元和3年水野目禁伐下知状)又熊本藩では「一枝を伐れば一指を、一株を伐れば一首を」伐るべしと述べている。

4) 仙台藩においては、領民が造林に関心をもちたため、奥西地方より種子を取寄せ、俵の底を破つて馬で運搬し、領民が好意心から落ちた種子を蒔くように仕向けたこともある。

5) 尤も、この場合、後に秋田藩の如く、造林后「御扶持山守に附置候山、公儀山御礼出候共先年より郷中にて相守立置候山は郷立に相定」云々(享保元年六郡木山方以来覚)と解する場合もあった。

6) 享保4年七分三挿杉部分証文に「差杉生育何年已後に而も被_レ申出_二次第、御見分人ヲ以七三之分方可_レ被_レ仰付_一候…」とある。

7) 秋田藩享保元年の林役上申書に「近年林木取立申候に村々において大成る障御座候、子細は青木材木等私底につき村々に而先祖より植立候杉松等木数御調帳面に付置、公用に計り御遣ひ、持主の百姓皆本も手入仕候事不_レ罷成…」

8) 新しい国有林野法では共用林野に含まれる。

9) この新林仕立の趣旨は、薪材の欠乏を地元民に補充するにあるから、成林の曉は地元民の伐採を許し、販売も許可することとしたが、途中でこの契約条件は藩により一方的に破棄されている。

第三章 造林政策の変質

第一節 変質の契機と方向

徳川時代前期における造林政策は、領主の一方的な利益の維持のための強制諸施策にもとづく夫役造林、貢木造林、植継制度を主軸として行われたと云える。しかし前期では、農業生産力の向上のための保安林制度の確立を図つた外は、林業政策の重点は、迫り来る木材飢饉に対処し財政を維持するため、林野の利益及び伐採制限、林産物の販売消費制限と、之等を通じて林野及び林木所有並に林産物の生産を封建的勢力に有利ならしめる点に置かれた。それは、農民を土地に結付け、農業以外の営利の機会を最小限に止め、一方増加する貨幣流通に対し藩直接の財政収入を維持し、増加せんとする短期的な政策のあらわれであった。その間藩によつては、新に部分林制度、部分木制度により領民の経済的契機をも利用する傾向が芽生えて来たが、その実質的な展開は、後期のことに属する。

封建制度が元禄以降ようやく爛熟するに伴い、貨幣経済の発展と土地経済との矛盾は漸く大となり、幕府及び諸藩は、単に農民の納むる金穀のみでは財用を充足出来ず、貢租を重課し、農民を圧迫する傾向が強くなつて来た。造林木に対しても、藩用として独占的に使用する範囲を拡大し、或は部分林の分収歩合を無視して藩の財政のため之を収公することが多くなつた。かくて、農民は漸次その生活に窮しその土地を手離さんとしたと共に、単に貢租のみを負担した結果になる造林地をも嫌う傾向を生じた。

この様な事情は、藩によりその時期や程度を異にするが、例えば享保元年秋田藩の林役の山林取立に関する上申書の中に、次の如く述べられている。^{文11)}(一部前掲)

「山林と田地と引合考え見申所大に相違仕、諸民山林に心を残し大切に仕候もの無_レ之候、其故ハ深山

幽谷は定むる山主もなく、諸民当座之家業山子の腕先次第林木を伐取、当座の間合次第末々の害を不_レ顧底を尽して伐取申候、此故に当国の御田地ハ古に驕り盛御座候得共、山林ハ日増に哀微致候、依_レ之民業の家材木朝夕の薪次第に払底に罷成、商売ハ高直、此末次第ハ山林は空虚に罷成、貧人の渡世弥以難_レ叶末々の不自由と相見得申候」とて林政の弛緩による資源の濫採と、山村民の生活が漸次困難となつてくることを述べ、「田地に違い、山林は農民永代の地に無_レ之、当用の家業と而已心得候より山林を取立候心少しも無_レ之候」とて公有、共有の村山に造林意欲の生ぜぬことを述べ、次いで造林振興方策として、「林木を取立申候には、諸民心安く取立申様に、役人才覚仕……」「少しも民業に難儀有_レ之様に相見得候ては、当座は相立申様に見得候而も末長く成就仕間敷事」「近年材木取立申候に、村々において大成る障御座候、子細ハ青木材木等払底ニ付、村々ニ而先祖より植立候杉松等木数御調帳面ニ付置、公用ニ計リ御遣ひ、持主の百姓老本も手入仕候事不_レ罷成、依_レ之村々百姓居屋敷の有木之通ニ而、重而老本も植足し申もの老人も無_レ之候、仍而御国中之木数弥以不足致候…」

既述した田中丘隅其他の林政に関する意見も略同様であるが、藩によつても、既にこの頃資源の維持増加の必要性を認め、そのため土地及び林木の所持に関する封建的制約を緩和し、領民に収利の機会を与えて之を達しようとする意見が生じて来たわけである。

林産物の生産は消費につながっている。それ迄の林産物の生産及び消費についての封建的な身分階級にもとづく制限政策につき、上記意見書は云う。「古来より材木等に伐取候末木其所之人民ニ不_レ被_二下置_一山中ニ捨置申事以外山林之費ニ御座候 都而諸民之用所ニ候ハバ本木をさへ可_レ被_二下置_一所、少分之障りを以世上払底之材木山中ニ捨置候事山林之費言語ニ難_レ申候、其上諸民材木薪等ハ日用之ものニ候得ば、何に程御吟味御座候而も入用程ハ山々より出申筈ニ候、此内末木等被_レ下候えば、諸民難_レ有奉_レ存候、面々用立候はば夫程の材木山々に残申道利に御座候」とて木材の山地における利用の集約化を説き、「人民家作等も似合ニ不_レ仕候得は不_レ罷成、事故、手前ニ植立木無_レ之もの自ら御立山えも紛入、青木徒伐も致候故、御国中の材木次第ニ不足可_レ仕候」と法令にもとづく消費制限にも限度のあることを衝き「諸人申候ハ、山林之事何ノ之造作もなく、留山にさいいたし候えば林木成長可_レ仕と申もの御座候、是は子細を委敷不_レ存故に御座候、其子細は其所の土地、山林、居民共々に品々の様子有_レ之ものに候へは、一通之見分計リニて其村の様子委敷存申間敷候」と説明し、領民に営利の機会を与えなくては造林振興の途のないことを「依_レ之山々は不_レ及_レ申面々居屋敷等えも青木植立候ハバ、面々植立置末々に至程林木取立自ら御立山え入不_レ申、自分之用所も相達公用も心安く勤候ハバ自然と相立可_レ申候」と述べている。しかし、この意見書が直に政策として採用された気配はない。

後期にいたつて、資源の濫採による木材薪炭の生産減と、その価格の騰貴とは、全国的な現象であつた。^{註2)} 木材生産にもとづく財政収入への依存度の高い土佐藩が夙に生産量の減少に悩みはじめたことは既述したが、秋田藩でも、その傾向は時代の経過と共に顕著となつている。即ち、享保年間では、官伐材の保太木、

樽木、突出木は13万7600挺、材木2万7千本で、御材木沖出の利潤が2万余両に達し、尙財政は整っていた。しかし、森林資源は上記の如く漸く窮乏を示して来ていた。しかし、宝暦年間に入ると財政は窮迫し、一方生産量は減少し、更に木材商人の跳梁が著しくなり、資源の濫採が甚だしくなっている。

後期において、藩が木材の生産部門において町人と提携し、之を利用し、又は之に生産を委ねるようになって来たのも一般的な現象である。けだし、諸藩は漸く土地経済より貨幣経済へその存立の基礎を転換するため、町人の商業資本への依存度が大きとなつたからである。秋田藩でもこの頃官研留所を運上山に切替え、商人に伐採せしめて財政支出の緊縮を図ると共に、沖出自由売買も許したので、乱伐甚だしく、安永5年既に巨木は不足し、保太木を作ることも出来ず、寸甫を作つたが、更に文化3年には寸甫26900 J、材木1万余本と生産減を来している。かかる傾向に応じて、既述の意見書の採用による政策が明かとなつてくる。

以上秋田藩の事例を主として述べたが、一般に徳川時代も後期となるにつれ、林業及び木材業の部門でも身分階級による封建的支配関係の衰退と、経済力の有無にもとづく支配関係の擡頭が生じて来たのである。即ち領主は一方では藩有林に対してはその所有区分を明かにし、管理組織を整へ、産業資本家としての性格を示し、民有林に対しては、商業資本の浸透を黙認し、流通経済の部面では町人と提携して商業資本家としての性格を示し、もつて財政の維持を図らんとするに到つた。更に時としては、木材の生産流通の実権を商業資本に委ねる所迄後退する傾向をも示した。

註1) 広島藩林政資料に、堀江典膳の御山方内考え趣被書認候写があるが、その中に「明和、寛政江戸大火ノ時御近所ニテ黒田、上杉、長州、阿波、土佐など其通ト承候、長州候からは十ヶ年余も御中屋敷ノ住居ニテ御上屋敷ノ普請延引ナリシヲ公儀ヨリ御沙汰アリテ俄ニ御普請アリシト承候 此御方ニ赤坂トテモ纔ノ御建前故、暫時の御住居モ被成カタキ故、俄ニ仮建小屋掛ニテ間ヲ合せ、御長屋迄モ悉皆仮建ニシテ畳、建具マテモ当座に買入ル事ナレハ其費夥シク其座ニテ費ル処、凡一万両計消失セル事歎スヘキ甚キ也」かくて広島その他の藩の財政不如意と、用材欠乏の様が知られる。

註2) 田中丘隅(民間省票)も「抑々国中売買の中金高の上ること米屋、呉服屋、材木屋の三つなり」と云い価格が従前の十倍に達していることを述べている。

第二節 後期の造林政策

かくて造林政策においても、封建的強制は漸次緩和され、貨幣経済の影響による領民の営利心に訴へんとする傾向が明かとなつてくる。而してそれは、林野の所有区分を明かにし、林野の用益とくに造林木の採取制限の緩和にもとづいて効果が發揮されるものであつた。

第一 林野の所有区分及び移動

所有区分は漸次奥地に迄及んだ。安芸藩では、役銀のない郷山、符人山は之を村共有、私有とし、^{文16)}運上山は公山としている。水戸藩では藩有と民有の境界整理及び交換も行われ、又公有林を村共有に所属替し、^{文17)}造林せしめた例もある。

尙農山村経済の窮迫と商業資本の浸透とにより、民有（村山及び個人山）林の所有移動が顕著となつて来た。幕府からも^{文10)}寛保2年林野の土地売買を田地と同様に禁止する旨の達しが出ているが、各地で村高支払金立替による郷山の質入、永代売買が盛となり、個人所持の林野が増加して来た。又武士階級や農民の所持にかかわる林野も、家計不如意のため、郷村外の商人や豪農の手に歸した事例は多い。斯る事情は又、林野の用益に関する制限の緩和を裏付けるものである。但し中には、山林以外に生計を維持する途のない地方（例吉野）では、その林野の郷村所有に終始し、借地林制度が成立する場合もあつた。

第二 林野の用益

御立山では、蕃繰山の制は徹底し、又留山明山の制も継続された。しかし、その場合地元及び流域郷村の経済事情を考慮しての施業及び生産事業は巧となつた。又薪炭材の私下の地域を拡大し、農産物の収穫の^{文11)}不十分な年及び個人には無償で下附し、或はその売買を許し、貢租の不足を補わしめることもあつた。山村では自給経済の基礎が弱いから、この様な措置はしばしばとられる必要もあつた。しかし、用材の売買の多くは指定商人の他には許されず、その範囲は稲掛用材や坑木に迄及ぶ場合もあつた。又保安林からの公共用材の採取も一般に許された。

農家に対しては、農業生産力の発展以上に貢租を強制徴収する程度がすすむにつれ、とくに入会林野の用益の制限を緩和し、農民を慰撫することもあつた。

又個人所持の認められた林木はもとより、部分林でも成木後の分収歩合が確定され、又その歩合は従来よりも領民に有利となり、公共用はもとより、個人消費及び立木販売も許された。即ち、民木民採の自由が認められたわけで、必要ある場合、民木官採が行われる際は^{文4)}価格が補償された。

第三 造林の直接的な政策

林政の組織は整い、城中奉行、郡方奉行の下に吟味役、林取立役、山守等が配置され、法令の徹底、造林の指導奨励に当つた。又御立山については別個に管理組織が出来た藩も少くない。藩営苗圃での苗木の下附、又一般への技術指導も巧となつた。又諸種の造林報奨制度（苗字帯刀、肩衣許可、門柱許可）もとられた。

御立では、領主の会計において、林産物の収入の一部を下賜し、雇傭労働或は地元郷村の請負により造林する例が増加し、それだけ夫役労働は減少する傾向にあつた。造林地の保護は地元の負担であつたが、その代償として自家用材及びその他の副産物の無料採取を許し、又課役として植立させた林木についても副産物の採取が許されるのが普通であつた。

郷山（公有及び村共有）及び社寺有林では一般に植継制度が行われた。又領主有林や公有林たる御山や野山での部分林の分収歩合、その他の条件は、植付者に有利となることが多かつた。又その面積は水戸藩の如きは、植付者の能力次第とし、又造林木の伐採は仙台藩では、運上銀を納めれば自由に行いうることとされた。又村山や個人持山の造林を促進するため、補助金の交付が図られた例もある。宅地その他個^{文4)}

人所持地への植栽は、同様にして成木利用の制限を緩和し、農民が自発的に行いうるよう仕向けられた。かくして、郷土、庄屋、村方高持百姓、町人などの資本の林野への導入の可能性が増加した。事実この時代には、大地主による林野の兼併と、その家抱、庭子の如き住込労働や譜代の奉公人を用いての造林事業は促進された。

かくして、後期では林野の所有区分を明かにし、民木民採の自由、民木官採の補償、林野用益の制限の緩和などによる領民の営利心に訴へ、一方御山でも夫役造林の方法を減じ、賃銀支払制度が増加し、又一般への指導奨励の方策も巧となつた結果、造林は技術の普及と相俟つて急速にその面積を拡大して行つた。それを促進したのは商業その他の民間資本の増加であり、それと共に林野の兼併が進んだ。かくして一般に林相は良好になつて行つた。

しかし、それでもこの時代を通じ、例外はあるが、一般には封建制度のよつて立つ領域経済の維持の見地から、身分階級による消費制限、及び領外移出の厳重な制限並に木材の採取に関する過酷な貢租は存していた。又情勢により一方的に伐採停止などの措置がとられ、村民は他領へ出稼するなどの場合もあつた。^{註1)}

註1) 天保3年会津藩では、伐木差留のため出稼の許可を願出ている。

第 四 章 要 約

- 1) 徳川時代の造林政策は、封建制度のよつて立つ身分階級の維持及び土地領有権の確立の基礎の下に、幕府ことに諸藩の財政政策の一環として意義をもつた。
- 2) 前期では土地経済に基礎をおく封建制度確立の過程でもあり、強権の行使が目立ち、林業政策としては、一般の林野用益の制限、消費制限により藩の木材需要の充足及び財政の維持に努め、造林政策としては、農業生産力向上のための保安林造成の外は、植継制度により、それも多く夫役労働により、或は貢木制度により強制的に行われる場合が多かつた。その末期には部分林制度も一部に生じた。
- 3) 後期では、封建制度は貨幣経済の発展により変質する一方、一般の木材需給が困難となるに及び、林業政策においても民木民採の自由、民木官採の補償、林野用益制限の緩和などの措置により、領民に経済活動の余地を与へ、その中造林政策でも、夫役労働を減し、賃銀労働を増加し、部分林を設定する範囲を拡大して行つたので、その指導奨励の方策の巧となつたのと相俟ち、造林の効果は顕著となつた。之を促進したのは商業その他の民間資本の増加であり、それと共に林野の個人所持が増加した。
- 4) しかし、一般には、この時代を通じて、領域経済維持の見地から、身分階級による消費制限、領外移出制限、及び林野用益に対する過酷な貢租が存していた。

— 引用 文 献 —

1. 堀江保蔵博士： 日本經濟史 昭和24年10月 東洋書館発行
2. 古島敏雄氏： 近世農業の構造 161頁 昭和24年12月 日本評論社
3. 松島良雄： 「スギの造林史」 (佐藤彌太郎博士監修：スギの研究 昭和25年12月 養賢堂)
4. 農林省編纂： 日本林制史資料 会津藩
5. 同 上 弘前藩
6. 同 上 土佐藩
7. 黒正巖博士： 日本經濟史 昭和14年10月以降 日本評論社
8. 鳥羽正雄氏： 森林と文化 昭和18年3月 峯文社
9. 徳川宗敬博士： 江戸時代に於ける林業思想 (山林, 昭和15年1月~10月)
10. 農林省編纂： 日本林制史資料 幕府編
11. 同 上 秋田藩
12. 遠藤守太郎編： 日本山林史 昭和9年5月 日本山林史刊行会
13. 農林省編纂： 日本林制史資料 鹿兒島藩
14. 同 上 新庄藩
15. 同 上 和歌山藩
16. 同 上 安芸藩
17. 同 上 水戸藩
18. 中田薫博士： 村及び入会の研究 昭和24年6月 岩波書店
19. 服部希信氏： 林業經濟研究 昭和15年1月 西ヶ原刊行会